

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年4月27日

横浜市契約事務受任者
こども青少年局長 吉川 直友

1 契約の概要

(1) 抗原検査キットの購入について(その1)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大に対する社会機能の維持を目的として、保育・教育施設等職員の健康観察期間短縮のため、抗原検査キット35,000個(35,000回分)を購入しました。

(2) 抗原検査キットの購入について(その2)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大に対する社会機能の維持を目的として、保育・教育施設等職員の健康観察期間短縮のため、抗原検査キット14,000個(140,000回分)を購入しました。

2 履行(納品)場所

(1) 横浜市旭区上川井町1964・横浜市港北区新羽町1204

(2) 横浜市旭区上川井町1964

3 契約日

(1) 令和4年1月21日

(2) 令和4年1月25日

4 履行日又は履行期間

(1) 令和4年1月27日

(2) 令和4年2月28日

5 契約金額

(1) 40,425,000円

(2) 109,340,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

(1) 株式会社メディセオ 代表取締役社長 長福 恭弘
東京都中央区八重洲2-7-15

(2) 株式会社スズケン横浜支店 支店長 入 力哉
横浜市神奈川区三枚町54-2

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

医療機関等で抗原検査キットが不足しており、保育・教育施設等職員の健康観察期間短縮による社会機能の維持を目的として、即時的な対応が必要となったため。

8 契約の相手方の選定理由

抗原検査キットを大量かつ速やかに納品できる業者であったため。

9 所管課

こども青少年局保育・教育運営課